

【北区内認可保育園等に通園している児童が北区外に転出する場合】

東京都外への転出

継続して北区の保育園に通うことはできません（※1）。転出月の末日（月の初日で転出する場合はその当日）で退所となります。

東京都内への転出

＜年度末までの通園＞

希望すれば年度末までの継続通園が可能です（※2）。転出した月の末日（月の初日に転出する場合は、その当日中）までに、転出先の自治体で、北区の保育園に継続通園するための申請手続きをしてください。

＜翌年度以降の通園＞

翌年度4月以降の継続通園を希望する場合は、歳児（クラス）や保護者（父母）の就労（育休中）による勤務地条件によって継続通園ができない場合があります。

（1）継続通園可

北区で勤務している保護者がいる（育休中含む）、もしくは3～4歳児クラスの方は翌年度以降もそのまま継続して通園することが可能です。なお、保育を必要とする要件が続いているかを確認するため、保育を必要とすることが分かる書類を毎年12月頃に提出の依頼をいたします。

10月以降に転出した場合は、その年の書類の提出は不要です。

（2）再度申請により決定

北区で勤務している保護者がいない0～2歳児クラスの児童は、翌年度4月以降の通園についての申請が必要になります。転出日によって、申請の締切日が異なりますので以下の表をご確認ください。

なお、利用調整（選考）の結果継続通園できない場合があります（※3）。

【申請の締切日確認表】

	転 出 日			
	4月～ 12月1日	12月2日 ～2月1日	2月2日 ～3月1日	3月2日～ 3月31日
申請 締切 日	4月第1次募集 の 締切日	4月第2次募集 の 締切日	3月上旬	希望する場合は 継続通園可能

※各締切日については、変更になる場合がございます。詳しい締切日については、事前にお問い合わせください。

【翌年度通園確認表】

	北区で勤務している保護者がいる (育休含む)	北区で勤務している保護者がいない
現0歳～2歳	(1) 継続通園可能	(2) 再度申請により決定
現3歳～4歳	(1) 継続通園可能	(1) 継続通園可能

(※1) 私立認定こども園(保育部分)の継続通園について
 私立認定こども園(保育部分)については、都外に転出した場合でも継続通園が可能となります。継続通園の手続きについては「東京都内への転出」と同様になりますのでご確認ください。

(※2) さくらだこども園の継続通園について
 さくらだこども園については都内の場合でも継続通園を受け付けていないため、転出月の末日(月の初日で転出する場合はその当日)で退所となります。

(※3) 利用調整(選考)について
 ○北区民を優先して利用調整を行い、定員に空きがある場合に北区民以外の児童の利用調整を行います。
 ○公立園については、定員の残り1名分は区民枠とし、北区民以外の児童は、各歳児の定員の3割までとします。